第八条第二項第三号		
第二十七条の六第二項第三項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第二項第三項
第八条第六項第四号		
第一回目の給付金		第三回目の給付金
第九条第四項		
第二十七条の六第二項第三項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第二項法第二十七条の六第三項
第十一条第三項		
第二回目の給付金		第四回目の給付金
第一回目の給付金		第三回目の給付金
第十二条第一項		
第二十七条の七第一項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第二十七条の二第一号		附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号
第十二条第二項		
退職した日		年齢六十年に達する日の翌日
第十四条		
第二十七条の七第一項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第十六条第一項		
第二十七条の九第一項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の九第一項
第十六条第二項第一号		
第二十七条の九第一項第一号		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の九第一項第一号
第十八条		
第二十七条の十一第一項第二号		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第一項第二号
退職した日		年齢六十年に達する日の翌日
第十九条第一項		
第二十七条の十一第一項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第一項
第二十条第一項		
第二十七条の十一第十項		附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第十項
退職した日		年齢六十年に達する日の翌日